

遠隔手話通訳の利用について

利用範囲が広がりました！
R6.4～

遠隔手話通訳とは・・・？

スマホやタブレット端末を使い、手話通訳を行います。内容は下記の通りです。

- ◇感染症などによる医療機関の受診
- ◇行政機関の手続き、災害・事故等の緊急時
(ただし、利用できない場合有り。
例：設置手話通訳者がいる。市町村の派遣制度が利用できる等)
- ◇当センターへの相談等



利用できる人は・・・？

手話通訳を必要とする県内の聴覚障がい者です。
利用時間は平日の9時から17時です。

※手話通訳を必要としない聴覚障がい者（難聴者や盲ろう者など）の方は、聴覚障がい者情報支援センターにご相談ください。

利用する前に・・・？

原則として、自分のスマホ等を使用します。LINEをインストールし、聴覚障がい者情報支援センターと「友だち登録」をしてください。

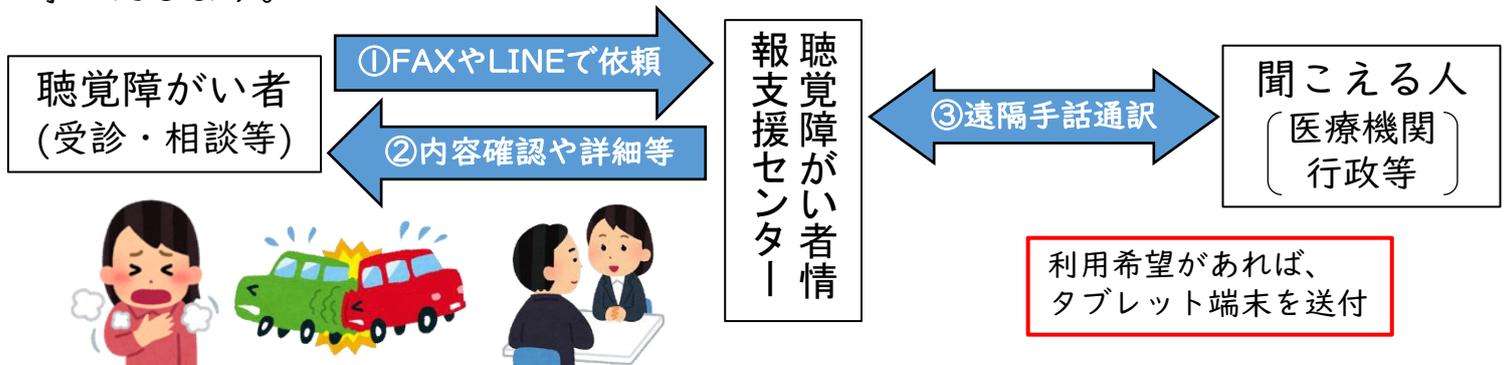
スマホ等がない場合は、聴覚障がい者情報支援センターのタブレット端末を無料で利用できます



LINEのQRコード↑

遠隔手話通訳を利用するまでの流れは・・・？

利用したい場合は「遠隔手話通訳依頼FAX送信票」（裏面にあります）やLINEを聴覚障がい者情報支援センターにお送りください。確認事項や詳細をLINEにてお返事いたします。



※自分のスマホ等を使う場合、通信費等は自己負担になります。

【連絡先】山形県聴覚障がい者情報支援センター

〒990-0021 山形市小白川町2-3-30 小白川庁舎1階

TEL/FAX :023-666-7616

電子メール :y-mimi@white.plala.or.jp (yの次はハイフン)

ホームページ:http://y-mimi.sakura.ne.jp/